	(2018年12月21日現在)
1. 商品名	• 納税準備預金 / 納税貯蓄組合預金
2. 期間	• この預金には、払い戻しに関する期間の定めはありませんので、随時、払い戻しできます。
3. ご利用可能な方	・納税準備預金 … 個人および法人のお客さま ・納税貯蓄組合預金 … 納税貯蓄組合の組合員(個人および法人)のお客さま
4. お預け入れ方法	
(1)お預け入れ方法	・当行の国内本支店窓口およびATMで、お預け入れいただけます。 ・原則として、国税または地方税(以下これらを「租税」といいます)の納付準備資金のお預け入れ に限ります。
(2)お預け入れ金額	• 1円以上、1円単位
5. 払戻方法	
(1)適用金利	 ・口座開設店の窓口に限り、お引き出しいただけます。 ・原則として、払い戻しは預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限ります。 ・租税納付のために払い戻すときは、納付書・納税告知書・その他租税納付のための書類の提出が必要です。
(2)利息支払	• 1円以上、1円単位
6. 利息	
(1)適用金利	・市場金利の動向等に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を、適用します(変動金利)。
(2)利息支払	 毎年2月と8月に、次の通り利息決算を行います。 2月第三日曜日の翌日から同年8月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。 8月第三日曜日の翌日から翌年2月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。
(3)計算方法	・毎日の最終残高について、付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息計算 します。 ただし、その日の最終残高が1,000円未満の場合には、その日の分の利息は付きません。
(4)課税	原則、非課税です。 ただし、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、次の通りとなります。 〈納税準備預金の場合〉 その払戻日が属する利息決算期間の利息全額に対して、課税されます。 〈納税貯蓄組合預金の場合〉 その払戻日が属する利息決算期間における納税外払戻金額に応じて、次の通りとなります。 納税外払戻金額の合計が10万円以下の場合 非課税 納税外払戻金額の合計が10万円を超える場合 課税(*) (*)その払戻日が属する利息決算期間の利息全額に対して、課税されます。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	-
(1)普通預金等から の振替による お預け入れ	・別途、特約することにより、毎月一定の日に指定預金口座から納税準備預金に資金を自動的に振替えて預け入れることができます。 なお、指定預金口座は、当座か普通預金に限ります。
(2)租税の自動納付	・自動振替ができる租税については、その納付書類にもとづいて、納税準備預金口座から自動的 に引き落として納付することができます。

9. 預金保険の適用	・ 預金保険の対象です。 預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと 要因	-
11. 権利行使上の 制限・中途解約の 制限	・ やむをえず租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息決算期間の 利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の金利を適用します。
12. 想定されるリスク	-
13. 当行の契約する 指定紛争解決 機関	・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 ご連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明 事項	-